

# 会議録(2025年度 第3回愛知県事業評価監視委員会)

【日時】2025年9月9日(火) 午後1時30分～午後5時00分

【場所】愛知県本庁舎6階 正庁

## 【出席者】

(委員) 北野委員長、秋田委員、岡田委員、木全委員、小谷委員、  
鈴木委員、西村委員、本橋委員  
(県建設局) 技監、建設企画課担当課長  
(県農林基盤局) 農林総務課農林技術管理室長、農地整備課長、  
農地整備課担当課長、森林保全課長、

## 【内容】

### 1 開会

### 2 議事

- (1)第2回委員会 会議録の確認について
- (2)第2回委員会 修正評価調書の確認について
- (3)第4回委員会審議対象事業の抽出
- (4)対象事業の審議について

#### 事前評価

農業農村整備事業 鹿伏兔(津島市)

#### 再評価

農業農村整備事業 片原一色第2(稲沢市)

農業農村整備事業 横根川(大府市)

農業農村整備事業 鍋田排水(弥富市)

農業農村整備事業 六條(弥富市)

林道事業 上新戸黒淵線(新城市)

#### 事後評価

治山事業 新城市細川ほか地区(新城市)

### 3 閉会

(1)第2回委員会 会議録の確認について

[結論]事務局原案を了承する。

(2)第2回委員会 修正評価調書の確認について

[結論]事務局原案を了承する。

(3)第4回委員会審議対象事業の抽出

県	事務局から説明
抽出 委員	<p>第4回の抽出案について、説明する。</p> <p>再評価の抽出であるが、再評価審議除外基準に該当するような、変更が軽微であり、事業進捗が想定どおりで、過去審議済みである事業はなかったため、考慮事項にそって抽出する。</p> <p>抽出にあたっては、進捗状況と事業内容の考慮、再評価該当基準の考慮、過去の審議状況の3点に着目した。</p> <p>なお、2点目の再評価該当基準の考慮については該当がなかった。</p> <p>道路事業の4事業についてであるが、進捗状況と事業内容の考慮と過去の審議状況の観点からは、事業期間が大幅に伸びている2番の「一般国道155号」を抽出した。また、3番の「一般県道宮上知立線」については、過去に大幅な事業内容の変更があったことや、総事業費が大きく社会的影響も大きい事業であることから抽出した。</p> <p>街路事業の4事業についてであるが、進捗状況と事業内容の考慮の観点からは、事業費と事業期間が大幅に増加し、過去の委員会で審議されていない9番の「都市計画道路福岡線」を抽出した。5番、6番、7番、8番は事業期間が大幅に伸びているが、前回の審議状況やB/Cの変化を勘案し、6番の「都市計画道路名古屋津島線（津島工区）」と8番の「都市計画道路美合線」を抽出した。</p> <p>港湾事業の1事業であるが、進捗状況と事業内容の考慮の観点から、事業期間が大幅に伸びているため10番の「三河港御津地区」を抽出した。</p> <p>次に、「事後評価」の抽出についてであるが、抽出にあたっては、投資効果発現状況の考慮として、「事業目標の達成状況」や「事業効果の発現状況」に問題があるものはないか、過去の審議状況の考慮として、「再評価において何らかの指摘があった事業」や、「過去に審議されていない事業」がないか、に着目した。</p> <p>港湾事業1事業であるが、着目する点に該当する事項はないが、年間を通して各事業1事業程度を審議することとしているため、1番の「衣浦港高浜地区」を抽出した。</p>

	<p>各事業、再評価及び事後評価のバランスも確認しており、以上を総括しますと、</p> <p>再評価については、2番・3番・6番・8番・9番・10番の6事業</p> <p>事後評価から1番の1事業</p> <p>を審議対象とすることを提案する。</p>
<p>[結論]抽出委員の抽出案を了承する。</p>	

#### (4)対象事業の審議について

##### 農業農村整備事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	農地整備課から農業農村整備事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
<p>[結論]農業農村整備事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。</p>	

##### 対象事業の審議-事前評価① 農業農村整備事業 鹿伏兎

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	「地区内開発に伴い流出量が増加」とあるが、住宅の排水は下水道に流れるため、関係ないのではないか。
県	地区内の雨水は水田であれば一時貯留されるが、宅地等に開発されると、そのまま流出するため、流出量は増加する。
委員	「保全対象生物の工事区域外への一次移動」とあるが、どんな生物がいるか把握しているのか。また、工事区域外のどこに移動するか。
県	事前に実施した調査で8種類の魚類の生息を確認しているが、希少種は確認されていない。締め切った工事区間の上流または下流に移動させる。また、希少種が見つかった場合は必要な対応を検討する。
委員	工事期間中の排水の処理はどのように行うのか。また、費用対効果の当該事業による費用にその費用が含まれているのであれば調書に記載してはどうか。
県	11月以降の降雨の少ない時期に工事を実施するため、仮設の仮回し水路等により対応する計画としている。費用は当該事業費に含まれているが、過去の審議地区と同様に調書へ記載していない。
委員	必要性の説明で、現況と計画の排水能力を比較しているが、整備内容をわかりやすくするよう水路の規格を記載してはどうか。
県	了解した。水路規格の記載とあわせ、現況の排水能力が機能低下後であることも明記する。

[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。

#### 対象事業の審議-再評価① 農業農村整備事業 片原一色第2

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	事業費の増額について詳細を教えてください。
県	主な増額要因は、労務資材費の増が 3.5 億円、基礎杭本数や打設工法、ポンプ設備、除塵機設備、導水路形式等の設計見直しによる変更が 5.1 億円、用地費及び補償費が 0.2 億円である。
委員	設計見直しとは。
県	事業採択時の基本設計をベースに、より詳細な設計を行ったもの。
委員	見直しという表現では手戻りがあるように感じられるため、表現を修正すべき。
県	記載方法を修正する。
委員	「Ⅱ評価 ③事業の効果の変化」にて、その他費用の増加理由は何か。 また、その理由を【変動要因の分析】に記載すべき。加えて災害防止効果の増加理由について、分かりやすい表現とすべき。
県	その他費用が増加している主な要因として、関連施設である幹線排水路の更新費用が増加したことがある。再評価調書に追記・修正する。
委員	「Ⅰ事業概要 事業のあらまし」にて、「近年の開発の進展による降雨流出量の増加により再び湛水被害が生じる恐れが高まっている。」とあるが、「再び」が示す時点が不明確なため削除すべき。
県	記載方法を修正する。
委員	用地買収範囲が大きくなったとのことだが、買収は完了しているか。
県	用地買収は完了している。
[結論]事業概要書・評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

#### 対象事業の審議-再評価② 農業農村整備事業 横根川

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	「事業のあらまし」に排水機場を「改修」との記載があるが、本地区のように新しい場所に造ることも「改修」というのか。
県	既設の排水機場が全くない場所に造る場合を「新設」、本地区のように既設の排水機場を廃止して近傍の別の場所に造る場合は「改修」としている。

委員	事業費の増額要因は、労務資材費の増だけなのか。
県	労務資材費の増のみです。
委員	用捕費が3.0億円から1.8億円に減したのはなぜか。
県	昨年度で用地買収が完了し、用地買収費が確定したため。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

#### 対象事業の審議-再評価③ 農業農村整備事業 鍋田排水

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	元々は地盤沈下対策事業で整備した施設であるとのことだが、今回の事業の目的が湛水被害の防止なのはなぜか。
県	地盤沈下対策事業で整備した排水路の老朽化が著しいため、本事業で更新し、排水機能を維持することにより、湛水被害を防止することを目的としている。
委員	用地補償費の進捗率が11%と遅れている、用地買収の交渉が難航しているのか。今後進捗が図られるのか。
県	本事業の用地補償費は、工事に支障となる電柱や水道管を移設する費用である。今後の工事において、支障物件の移設が必要になった場合に、その費用を計上していくこととなる。
委員	事業の長期化の理由について、近隣住民から交通規制に配慮してほしいと要望があったとのことだが、施設が老朽化し、緊急性があるにもかかわらず、そのような要望があるのはなぜか。
県	湛水被害の影響を直接受けない住民も横断部や排水路沿いの道路を生活道路として利用しているためである。
委員	事業期間を5年間延長しているが、原因は交通規制の影響のみか。
県	本事業には更新予定の横断部が28か所あり、そのうち20か所が未更新である。今後も横断部の工事が残るため5年間の延長が必要となる。
委員	事業費が増加した理由に資材価格や労務費が上昇したことのみ記載しているが、工法等の変更はないのか。
県	工法等の変更はない。資材価格及び労務費の上昇のみにより事業費を増額しており、特に排水路護岸の主要資材である鋼矢板の価格上昇による影響が大きい。
[結論]対応方針(案)について了承する。	

#### 対象事業の審議-再評価④ 農業農村整備事業 六條

県	農地整備課から評価調書(案)の説明
委員	用水路のアスベスト対策を行う事業は他にもあるが、本事業の主な目的は老朽化した施設を更新することであって、アスベスト対策は付随的に行われるものか。
県	本事業は、地盤沈下対策を目的とした事業で整備した用水路が老朽化しているため、漏水被害防止のために更新するものである。石綿セメント管が使用されている用水管は硬質ポリ塩化ビニル管に更新するため、アスベスト対策も同時に行われることとなる。
委員	本事業の費用対効果において、災害防止効果が計上されていないのはなぜか。
県	用水施設を更新する事業であり、災害を防止する効果はないため、計上していない。排水施設を更新する場合に、農地や宅地等が湛水する被害を防止する効果として計上している。
委員	更新する用水管の管種によって事業費が大きく変わると想定されるが、事前に把握している石綿セメント管の割合は正確なものか。
県	前歴事業の資料により確認しているため、計画から大きく変わることはない。これまで漏水等があった箇所はすでに更新しているため、石綿セメント管の割合が減る可能性が高い。
委員	事業費の増加が3割以内のため、費用対効果を再算定していないとのことだが、事業費が増加しており、事業期間も延長しているため、現時点の費用対効果を確認したほうがよいのではないか。事前評価時の B/C が 1.2 と高くないため心配である。
県	愛知県公共事業評価実施要領細則に基づき、要因の変動が3割以内のため費用対効果の再算定は行っていない。工期を延長した場合、延長した分の便益も計上されるため、工期延長の影響は小さいと考えている。簡易な方法で仮算定を行っており、現時点の B/C が 1.29 であることを確認している。
委員	仮算定しているのであれば、参考値として評価調書に記載すべきである。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

#### 林道事業の費用対効果(B/C) 算出方法

県	森林保全課から林道事業の費用対効果(B/C)算出方法の説明
委員	マニュアルが令和7年4月に更新されているが、環境保全便益は扱いが変更されているか。
県	変更はない。
委員	ではどのような点に変更となったか。
県	便益について、維持管理費縮減便益等の評価項目が増えている。

[結論]林道事業の費用対効果(B/C)算出方法について、了解を得た。

対象事業の審議-再評価⑤ 林道事業 上新戸黒淵線

県	森林保全課から評価調書(案)の説明
委員	「森林整備の実施状況」の資料で、森林整備実施済みの中に林道が未整備の区域も含まれているが、これについては整備済みの林道の効果と言えるのか。
県	当地域では林道が整備されていない区域でも森林整備が進んでいる。これは、林道よりも規格の小さな作業道が存在しており、これを活用して間伐が行われているため。しかし、規格が小さく木材を搬出することができず、林道ができれば搬出が可能となる。森林所有者も林道ができるのであれば、山を整備してより良い木を育成し搬出したいといった期待もあり、林道に先行して間伐が進められている。
委員	「事業の効果の変化」で、「資材費の上昇」とは費用に係る資材費のことか。
県	費用にも効果にも関わっている資材費となる。
委員	調書では木材価格は事業採択時よりも下がっているが、ここで言う木材価格は資材費とは別のものとの整理で良いか。
県	お見込みのとおり。
委員	「事業の効果の変化」で、森林整備経費縮減等便益が前回評価時から大きく上昇する一方で木材価格はそこまで上昇していない。これはどのような要因によるものか。
県	木材価格は下がっている期間もあるが、人件費と資材費が上がっていることが大きな要因で、その部分を違うものに置き換えたため、効果が大きく増加している。 少し補足すると、効果の算定にあたり、実際に間伐した効果を治山ダム等の設置費に置き換えた場合の便益等のため、治山ダムを造る費用が上がっており、その分効果も大きく上昇している。
委員	調書における「変動要因の分析」のところで、「人件費、資材費等の上昇に伴う森林整備費及び森林整備経費縮減等便益の増」が分かりにくい。今、追加で説明いただいたが「治山ダムを設置する経費の代用」という点を記述すべき。
県	調書を修正する。
委員	貨幣価値のところで前提として、評価期間について本事業では記載がないため記載すべき。また、事業期間について、災害の発生とその復旧工事により完了が遅れるとのことだが、復旧工事が計画の2031年度に間に合わなくなった場合、また事業期間が延びることとなると思う。そのあたりの可能性を記述しても良いのではないか。

県	現時点では 2031 年度に復旧工事が終わる見込みではあるが、調書の修正を検討する。
委員	復旧工事は順調に進んでいるか。その状況にもよると思うが、現状で既に遅れが生じているのであれば 2031 年度の復旧見込みも既に遅れていることとなるが。
県	復旧計画は順調に進んでいるが、最近、豪雨の発生が多いため新たな災害が発生すれば遅れる可能性はある。
委員	調書においても「災害復旧を考慮した事業計画に変更したため、今後は事業計画どおりに事業が完了することが見込まれる」について、昨今の豪雨災害を踏まえた記載にしていきたい。
県	承知した。
委員	事業概要書の位置図が分かりにくいので、修正されたい。
県	修正する。
委員	また、事業の必要性について、調書では必要性が増しているとしているが判定は控えめにBとなっている。Aでも良いのではないかと思うが。
県	事業の必要性については当方で無難な判断をしているが、事務局と相談する。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

#### 対象事業の審議-事後評価① 治山事業 新城市細川ほか地区

県	森林保全課から評価調書(案)の説明
委員	事業効果の発現状況について、森林整備面積が当初の計画と比較してかなり少ない。他事業で森林整備した分を含めて、エリアとして計画どおり達成したとの状況は理解したが、他事業の経費を含めて、それをもって事業計画を達成したとすることに問題は無いのか。
県	他事業によるものであっても、森林整備の効果の発現としては本事業と同様の効果が期待できる為に算定要因に加えることとした。
委員	他事業の事業費によって実施した森林整備を本事業の効果に含めることは、ルール上問題ないのか。
県	その点については事務局にも確認し、必要に応じて調書を修正する。
委員	事業としての費用と効果について、調書の書き方をよろしく願いたい。
県	承知した。
委員	事業目標の達成状況のところで、定量的に目標をどの程度達成したか記載することは可能か。また、事業による環境の変化についても定量的に示されることが望ま

	しい。
県	5年間という評価期間での効果を定量的に示すことは困難。一般論としては、文献では森林整備等により森林の公益的機能が高まったとするものはあるが、現地で定量的に計測することは大変難しい。
委員	環境の変化のところの記述を説明内容と同じように、「効果を計測することは重要だが、定量的データを得ることは難しい」のような記述にした方が良い。
県	承知した。
委員	指摘の記述について、調書の「事業評価監視委員会の意見」欄に記入されることが望ましい。
[結論]評価調書(案)を修正することを条件に、対応方針(案)を了承する。	

以上